

遺言書作成補助業務のご案内

なぜ遺言をするの？

- (1)故人の遺志を最大限に尊重することができる。
- (2)相続人間での遺産相続を巡るトラブルを防止することができる。

《遺言書があると良いケース》

夫婦間に実子が居ない場合

(夫が死亡し、夫の両親は既に他界し夫の兄弟が存在している場合で説明)

夫が死亡し妻が残されると、相続人は①妻と②夫の兄弟、となります。民法上は、遺言書がないときは、相続間で「遺産分割協議書」を作成しなければ、如何に配偶者といえ遺産を無条件に取得できるわけではありません。義理の兄弟に集まってもらい、「すべてを妻が相続する」という遺産分割協議書に頼み込んでハンコをついてもらう必要があります。尚、法定相続分は妻(3/4)・兄弟(1/4)ですので、権利意識の高まる昨今は、それを武器にハンコを押し渋るケースも散見されます。

遺言書があれば、無条件にすべての遺産を妻へ相続させることができます。

《お勧めの遺言書の種類と手続き》

遺言書には①公正証書遺言書・②自筆証書遺言書・③秘密証書遺言書の3種類ありますが、一番安全で確実な方法は、①の公正証書遺言書です。

(1)お勧め理由

- ①内容が公証人によって確認され、原本が公証役場に保管される⇒紛失・偽造の恐れなし
- ②裁判所の判決と同様の法的強制力がある⇒他の遺言書に求められる「裁判所の検認」不要

(2)手続きのお手伝いについて

- ①相談者より遺言の内容について、相談をお受けし、必要資料を作成致します。
- ②戸籍謄本等の必要な資料をご案内し、又は代理で入手します。
- ③公証人役場への窓口となり、公証人との事前打合せ、日程調整を行います。
- ④ご依頼があれば、公正証書の証人(2名必要)や遺言執行者となります。
- ⑤ご依頼があれば、公正証書をお預かり致します。

※報酬は、最低5万円(税別)からお受け致します。書類取寄せ等の実費は別途精算です。

※公証人役場への手数料は、別途お客様の負担となります。

遺言についてご興味ありましたら、平成24年10月～12月の期間中、個別相談を実施致します。下記申込書にてお申込み下さい。

また、相続税や、相続一般(相続分・遺言・相続放棄など)の、ご相談もお受けしています。**(※すべて、初回相談料は無料)**

空本税務会計事務所 相続実務相談所

〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 1-5-67

Tel : 0465-63-2188 Fax : 0465-63-4343

E-mail : soramoto-kaikei@fancy.ocn.ne.jp

氏名			
住所	〒 —		
TEL/FAX	TEL () —	FAX () —	
職業		携帯	— —